

転出・転居・転入届臨時窓口を開設します

🕒 3月28日(日)、4月4日(日) 9:00~12:30 📍 市役所 1階

手続き内容

- ・住民異動届(転出・転居・転入)と、これに伴う諸証明の発行
- ・転入・転居した世帯へのごみ袋引換券(該当者のみ)、ごみカレンダー、ごみ分別ブックの配布

📌 内容によっては、平日8:30~17:15に、改めて市役所での手続きが必要な場合があります

- ・転出届は郵送や電子申請での手続きをお勧めします

電子申請は、マイナンバーカードを利用して、3月31日(水)まで届出できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください

- ・転居(市内でのお引越し)も届出が必要です
- ・マイナンバーカードの交付などはできません
- ・出生や死亡、婚姻、離婚などの手続きは、預かりのみとなる場合があります
- ・運転免許証など本人確認ができるものを持参してください
- ・不明な点は、必ず、事前にお問い合わせください

📞 異動届について：市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492  
 ごみについて：環境政策課(1階) ☎561-2341、FAX561-2479



電子申請について

混雑ランプをご利用ください

市民サービスの向上と新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、市役所窓口などの混雑状況を市ホームページで確認できるようにしています。混雑ランプは市公式LINEのメニューからもアクセス可能です。ぜひご利用ください。

📞 経営戦略課(7階) ☎561-6544、FAX561-2489



LINEの友だち登録はこちら

マイナンバーカード 交付申請書の再送付

マイナンバーカードを持っていない人に、国の機関(地方公共団体情報システム機構)から、交付申請書が送付されています。

申請書に記載された二次元コードを使うと、オンラインで申請できます。同封されている封筒で、郵送での申請も可能(宛先は川崎東郵便局の郵便私書箱宛)です。

次の該当者には別途送付(または送付予定)のため、この交付申請書は届きません。

- ①75歳以上
  - ②令和2年中に出生、転入などにより、個人番号通知書が通知カードが送られている
  - ③出入国管理及び難民認定法に規定された中長期在留者
  - ④個人番号カード省令に規定する事情により居所登録をしている
- ※すでにマイナンバーカードを申請、取得した人にこの申請書が行き違いで届くことがありますが、改めて申請をする必要はありません
- ※市民課の「申請受付ひろば」は今年3月31日(水)で終了します

📞 市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492  
 マイナンバー総合 ☎0120-95-0178

微小粒子状物質(PM2.5)にご注意

PM2.5は大気中に浮遊する微小粒子で、健康への影響が懸念されています。県から注意喚起が発令されたら、不要不急の外出や、屋外での長時間の運動は控えましょう。

PM2.5注意喚起発令配信を希望する場合は、県の「しらしがメール」に登録してください。詳しくは、県ホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/>)か、県総合企画部情報政策課(☎528-3380)にお問い合わせください。

📞 環境政策課(1階) ☎561-2341、FAX561-2479

忘れずに納めましょう

国民健康保険税(10期) 納期限(口座振替日) 3月31日(水)

- ・納付には口座振替が便利です
- ・コンビニやスマホ\*、金融機関でも納付できます
- ※一部の税、納付書を除く
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。  
 📞 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479

広報くさつ点字版・声の広報

視覚障害がある人へ市政情報を提供し、社会参加を促進するため、月に1回発行しています。

「声の広報」は、広報くさつの内容をCDに録音・編集し、ボランティアを通じて届けています。図書館での貸し出しや、えふえむ草津での放送もしています。

📌 視覚障害者の1~4級で、介護が必要な人

※図書館での貸し出しは要件なし

📌 申し込み時に、対象を確認します

📞 広報課(3階) ☎561-2327、FAX561-2483

カギかけた?

その確認がまちを守る!

📞 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852



盗難自転車 約6割が無施錠!



自転車盗は、より悪質な犯罪につながる恐れがあります

市内の犯罪件数の中で最も多いのが、自転車の盗難で、市の総犯罪認知件数の約3割を占めています。

自転車盗は比較的安易な動機で行われるため、ゲートウェイ犯罪(犯罪の入り口)ともいわれ

ます。このような犯罪を放置すると、規範意識の低下や放置自転車の増加を招き、より悪質な犯罪が起こりやすくなる可能性があります。

自分の自転車だけでなく、まちの安全・安心を守るため、自宅などのカギかけも徹底しましょう。

「ちょっとくらい大丈夫」「盗まれたら買えばいい」と思っていませんか?

市内では自転車盗が多発しています。ランキングに掲載の場所に限らず、自転車には必ずカギをかけましょう。また、指定場所以外での駐輪は、他の利用者の迷惑になり、盗難を誘発する恐れがあります。駐輪スペースが指定されているときは、ルールを守って正しく駐輪してください。

自転車利用者は、「自転車防犯登録」を受けることが法律で義務付けられています。盗まれた自転車は、乗り捨てられて放置自転車となったり、ひったくりなど別の犯罪に使われたりする恐れがあります。自転車を購入したら、必ず防犯登録をしましょう。

令和2年 自転車盗多発場所 ワーストランキング

順位	駐輪場等の名称・所在地	件数		増減
		R2	R1	
1	イオンモール草津(新浜町)	20	31	-11(-55%)
2	エイスクエア(西浜川一)	19	20	-1(-5%)
3	エルティ932(大路一)	7	-	-
4	西友南草津店(野路一)	6	11	-5(-56%)
5	立命館大学びわこ・くさつキャンパス(野路東一)	5	9	-4(-45%)
6	グッドライフ南草津I(野路九)	4	-	-
6	ドン・キホーテ草津店(木川町)	4	-	-
7	滋賀銀行南草津駅前支店(野路一)	3	-	-

※草津警察署との「犯罪情報の共有と相互連携に関する合意」に基づき、令和元年1月~令和2年12月に草津警察署で受理された被害届を集計  
 ※同一施設か同一敷地内の駐輪場などで発生したものと  
 ※令和元年分は、令和元年版ワーストランキングで公表対象施設のみ掲載

自転車条例が施行されています 平成26年7月1日

市では、「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者や事業者の責務として、自転車の盗難防止を図ることを定めています。各駐輪場などでは、防犯カメラの設置や警備員の巡回強化など、盗まれにくい環境づくりが進められています。

その中でも、一人一人のカギかけが徹底されていなければ、盗難を防ぐことはできません。犯罪に強く、より住みよいまちをめざし、できることから始めてみましょう。

POINT

- ① わずかな時間でも必ずカギをかける(できればツーロック)
- ② 自宅や学校でも油断せずカギをかける
- ③ 路上に止めず、駐輪場を利用する